

## 一般社団法人 川崎南青色申告会 会費規程

### (目的)

第1条 この規程は、定款第9条の規定に基づき、一般社団法人川崎南青色申告会(以下「本会」という。)の会員の入会金及び会費の額並びにその他の取り扱いを定めるものとする。

### (入会金及び会費の額)

第2条 本会の会員は、定款第5条に定める種別により、次に定める入会金及び会費の額を支払う義務を負う。

種別	入会金の額		会費の額
正会員	1,000円		月額 1,500円 (年額 18,000円)
準会員A	500円		月額 750円 (年額 9,000円)
準会員B	—		年額 3,000円
賛助 会員	個人	—	年額 3,000円
	法人	—	1口 年額 18,000円
	団体	—	所属会員数×年額 2,000円

### (入会金の納付)

第3条 本会の会員になろうとするものは、理事会の決議を経て定める入会申告書に必要事項を記載、押印し、前条に定める入会金を添え会長宛に提出しなければならない。

2 前条の定めに係わらず、会長が特別の事情にあると認めた時は、理事会の決議を経て入会金の額を免除することができる。

### (会費の納入)

第4条 会費の納入方法については、理事会の決議を経て別に定める。

### (納入の猶予等)

第5条 会長は、会員が天災及びその他の事由により、納期限までに会費を納入することが困難と認められるときは、理事会の承認を得て、第2条に定める会費の額の納入を猶予、減額又は免除することができる。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

### 附 則

1 この規程は、本会が一般社団への移行認可を受け、移行登記をした日(平成25年4月1日)から施行する。

2 この規程の一部変更(第2条)は、平成28年4月1日から施行する。

3 この規定の一部変更(第2条)は、第22回定時社員総会の決議があった日(令和2年5月21日)から施行